

徳交規甲第93号  
平成14年3月13日

各 部 課 長  
各 警 察 署 長  
（回議先 全課長）

保存期間	30年
------	-----

徳島県警察本部長

通行禁止道路における車両の通行許可の取扱いについて（通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき道路標識等により車両の通行が禁止されている道路又はその部分（以下「通行禁止道路」という。）における通行許可については、法第8条第2項、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第7条及び徳島県道路交通法施行細則の運用について（昭和47年1月28日徳交企第14号。以下「通達」という。）第3の6により行っているところであるが、この度、令第6条各号に定めるやむを得ない理由について、下記により統一的な運用を図ることとしたので、その取扱上誤りのないようにされたい。

記

## 1 令第6条各号の解釈

### (1) 第1号

「車庫、空地その他の当該車両を通常保管するための場所」とは、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145条）第2条第3号に定める「保管場所」に限らず、自動車を使用しないときに当該自動車を平素置いておくための場所、いわゆる常置場所を含むものである。したがって、通勤等のいわゆるマイカー用の路外駐車施設は、ここにいう車両を通常保管するための場所に当り、このような場所に入出入りするため通行禁止道路を通行しなければならない場合は、やむをえない理由に該当する。

### (2) 第2号

「身体の障害のある者」とは、身体の障害、病気等のため自力で歩行することが困難な者であり、これらの者を車両を利用して身体障害者施設、病院等へ輸送するため通行禁止道路を通行しなければならない場合は、やむを得ない理由に該当する。

### (3) 第3号

「公安委員会が定める事情」とは、細則第7条及び通達第3の6に定めるものであり、いわゆる通過交通を認めるものでない。

## 2 通行の許可の対象となる道路について

(1) 通行許可の対象となる道路

法第8条に規定する通行を禁止されている道路のうち、令第6条第1号及び第2号に定める「やむを得ない理由」により通行の許可の対象となる道路（以下「通行許可対象道路」という。）は、一方通行、指定方向外進行禁止及び踏切通行禁止の規制道路を除いた通行禁止道路とする。ただし、指定方向外進行禁止規制については、歩行者用道路（スクールゾーン）及び大型通行禁止道路を除く。

(2) 通行許可対象区間

通行許可の対象区間は、原則として必要最小限度の区間とする。

(3) 時間規制等道路の許可

通行禁止道路の規制が、終日規制又は時間規制の場合における許可の取扱は、通達第3の6の(2)に定めるところにより、原則として終日規制のみ許可するものとし、時間規制が行われている道路については、必要やむを得ない場合に限って許可すること。

3 教職員等のマイカーの通行許可

通行禁止道路の区間内にある学校、会社等へ通勤する教職員、会社員等のマイカーに対する通行許可は、画一的に許可することは規制の効果が減少するばかりか、交通上の危険が極めて大きくなるので、学校、会社等の敷地に当該車両を収容できる路外駐車施設が設置されている場合に限って許可するものとする。

4 通行許可の手続

(1) 申請書の受理

申請は、道路交通法施行規則（昭和35年総理布令第60号）第5条に規定する申請書により行うこととし、当該申請書の受理に当たっては、申請書の記載内容、申請者の事情聴取などにより令第6条各号に定めるやむを得ない理由の有無について調査するものとする。

(2) 通行許可の期間

通達第3の6の(3)に定めるところによる。

(3) 通行許可の条件

通行許可をする際は、当該道路における交通及び沿道の状況、通行する車両の種類等を勘案の上、通行許可時間、通行方法等について、次に規定する例に準拠した必要な条件を付するものとする。

ア 通行の時間は、午前（午後）〇〇時〇〇分から午前（午後）〇〇時〇〇分までの間とすること。

イ 許可に係る道路を使用するときは、車両の前面から見やすく、かつ、運転に支障がない箇所に許可証を掲出すること（自動二輪車及び原動機付自転車の場合は除く）。

ウ 安全な速度で走行するとともに、歩行者等に十分注意すること。

(4) 許可証の交付

許可証の交付に当たっては、通行禁止道路通行許可証交付簿（別記様式。以下「交付簿」という。）に所要事項を記載するとともに、申請者に対し、次に掲げる事項を十分徹底するものとする。

ア 警察官の指示があったときは、これに従うこと。

イ 許可証の記載事項に異動があったときは、速やかに当該許可証を交付した署長に届け出ること。

ウ 許可証を忘失、滅失、汚損又は破損（以下「忘失等」という。）したときは、許可証の再交付を申請できること。

エ 許可証が失効したとき又は許可証の再交付を受けた後において、忘失等した許可証を発見等したときは、速やかに当該許可証を交付した署長に返納しなければならないこと。

(5) 許可証の再交付

許可証の再交付を申し出た者には、忘失等のてん末を明らかにする書面を添えて申請書を提出させ、許可番号の後に「再交付」と朱書きして、先に交付した許可証と同一内容の許可証を交付するものとする。

(6) 許可証記載事項の変更等

申請者の住所変更又は運転者の異動により、記載事項の変更の申し出があったときは、交付簿及び許可証の所要箇所を訂正するものとする。この場合において、許可証の記載事項の訂正は、許可証右欄余白部に「削○字」「加○字」と記載の上、訂正箇所に署長印を押印するものとする。

なお、申請者又は車両の変更の場合は、新たに申請書を提出させるものとする。また、車体検査等のため一定期間代替車両を使用する場合は、たとえ短期間であっても、従前の許可証を一時返納させて、新たな申請書によって代替車両に許可証を交付し、代替車両の必要がなくなった場合は、その許可証と引き換えに従前の許可証を交付するものとする。

